

平成22年5月20日

農業者戸別所得補償制度の導入に関する要請書

岩手県農業会議
会長 佐々木正勝

国においては、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）において、「食料の安定供給は国家の最も基本的な責務」としたうえで、戸別所得補償制度を導入することとしたところであります。

こうした考えのもとに、22年度予算において米のモデル対策を実施することとし、4月から加入申請の受付を開始する一方、来年度からの本格実施に向けて詰めが行われており、さらに、米以外の品目についても制度のあり方や導入時期を検討することとしております。

また、県においては、こうしたことを踏まえ国に対して政策提案を行うため、先般、「いわて希望農業政策懇談会」を設置したところであります。

つきましては、農業者が将来展望のもと、希望と意欲をもって農業経営に勤しむことができるよう、農業委員会系統組織として、下記のとおり要請しますので、国に対する提案において特段のご配慮をお願いします。

記

1. 農業予算の安定的な確保

国の平成22年度の農林水産関係予算は2兆4千5百億円余で、10年連続の減少、予算規模で2兆5千億円を下回るのは34年ぶりであります。

その大きな要因は、米の戸別所得補償モデル対策の予算を確保しながらも、一方で、それ以上に公共事業等を大幅に削減したことによるものと考えます。

翻って、国においては、戸別所得補償制度を23年度から本格実施することとしているが、政策の継続性と安定性が何にも増して不可欠であるので、当該制度の導入を基本計画に掲げる国家戦略として位置づけ、別途、特別枠として措置するなど、必要にして十分な農林水産予算を確保すること。

また、農業、農村においては、生産・生活の基盤整備が遅れており、特に、本県はその整備水準が低いので土地改良事業予算を確保すること。

2. 品目全体の工程表等の早期提示

戸別所得補償制度の導入に当たり、米については平成23年度からの実施を目指すとともに、米以外の品目についても、制度のあり方や時期を検討することとしております。

こうした中で、農業者は、品目毎の内容や時期に関心を寄せているので、展望をもって農業生産に取り組んでいただけるよう、また、農業者や地域が混乱しないためにも、全体の工程表等を早期に提示すること。

また、制度の導入に伴い次期作の営農に支障を来たすことのないようその内容を早めに明らかにされたいこと。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保のためのソフト対策

戸別所得補償制度は、小規模、兼業農家も含め、すべての農家を対象とし、食料自給率の向上を目指すこととしているが、一方、農業の就労構造は、従事者の減少や高齢化が急速に進行し、今後、さらに、ぜい弱化が見込まれており、体制の強い農業構造の確立が喫緊の課題と考えます。

こうした中で、これまで、担い手育成総合支援協議会が実施してきた効率的かつ安定的な農業経営をソフト面から支援する事業が行政刷新会議の事業仕分けにより廃止されたところであります。

基本計画では、引き続き、認定農業者制度を活用するとともに、集落営農や法人経営を育成・確保することとしているので、戸別所得補償制度の両輪とも言うべき当該ソフト対策の実施について再検討すること。

4. WTO農業交渉及びEPA・FTA交渉への対処

WTO農業交渉は、現在のところ年内決着の見通しにはないが予断を許さない状況にあり、また、EPA交渉も進められている。

こうした中で、国は、新成長戦略においてアジア・太平洋自由貿易圏構想を掲げるとしているが、戸別所得補償制度の導入が、FTAも含め、交渉の前提条件とすることなく、各国の実情に応じて多様な農業が展開できる貿易ルールとするよう慎重に対処すること。

5. 戸別所得補償モデル対策の改善等

戸別所得補償制度の導入に当たり、平成22年度は事業の効果や円滑な事業運営を検討するため、モデル対策として行うこととしたところであるが、23年度からの本格実施に向け以下の点について改善等の検討をされたいこと。

(1) 水田利活用自給力向上事業

ア 交付対象作物と交付単価

平成22年度のモデル対策の実施に当たり、その他作物の交付単価は激変緩和措置が講じられたところであります。

もとより、農業生産は、それぞれの地域の立地や気象条件などの特性を最大限に活かした適地適作を基本とすべきものである。ので、特色ある産地作りを促進するためにも、激変緩和措置については本制度に組み入れるとともに、全国統一単価と、地域の裁量で決定できる地域単価の2本立ての仕組みとすること。

イ 集落営農加算の創設

従事者の減少・高齢化が進行する中で、集落営農は、主業農家を中心に小規模農家、兼業農家や高齢者等も、労働力・営農志向等に応じて参加でき、また、農地の面的利用による低コスト生産やブロックローテーションによる効率的な農産物の生産が可能となるほか、加工部門の導入など特色ある取り組みが実現できる極めて有効な営農方式である。本県では、営農の高度化を一層促進するため、集落営農ビジョンの策定を支援するなどにより、集落営農組織の育成・確保を図ることとしているが、こうした組織形態は新規就農者の受け入れによって就労構造の改善にもなるので、産業政策の観点からも集落営農加算を設けること。

ウ 多様な米生産への支援策

水田の有効活用により、多様な用途や需要に対応するため、米粉用、飼料用米等の生産拡大を図ることとしておりますが、生産奨励とあわせて、加工・流通システムの構築が不可欠でありますので、県全体としてのバックアップ体制の整備について検討すること。

(2) 米戸別所得補償モデル事業

米の岩盤対策については、稲作は、我が国農業の中心をなすものであるので、農業者にとって魅力があり、より強固な対策とするため、全算入生産費の採用について検討すること。

(3) 麦、大豆等の対策

23年度からの実施が検討されている麦、大豆等の制度設計に当

たつては、米と同様の全算入生産費の考え方にたち、現行の水田経営所得安定対策以上の水準を確保すること。

(4) 過剰米等の対策

米価の安定と米の需給調整の実効性を確保するため、早急に、過剰米対策を講ずるほか、政府備蓄米、ミニマムアクセス米のあり方について検討すること。

6. その他

加入申請等の提出書類は、農業者や関係者の負担軽減のためにも、可能な限り最少にしていきたいこと。